

次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）策定に関する有識者会議設置要綱

〔令和7年9月11日付け企画部長決定〕

（趣旨）

第1条 この要綱は、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）策定本部設置要綱（令和7年7月11日本部長決定）第7条第2項の規定に基づき、有識者からの意見を聴取するため、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）策定に関する有識者会議（以下「有識者会議」という。）を開催する。

（組織）

第2条 会議は、交通分野や関連分野について見識を有する別に定める者をもって構成し、構成員の人数は10人以内とする。

- 2 会議には、構成員の互選により、座長を置く。
- 3 座長は、会議の議事を整理する。
- 4 座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
- 5 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（任期）

第3条 構成員の任期は、令和9年3月31日までとする。

（会議の招集）

第4条 有識者会議は、必要に応じて座長が招集する。

（庶務）

第5条 有識者会議の庶務は、企画部交通政策課において処理する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和7年9月11日から施行する。

次世代交通ビジョンおきなわ(仮称)策定に係る有識者会議 構成員名簿

(順不同)

	所属団体	役職名	氏 名	ふりがな
1	琉球大学	教授	神谷 大介	かみや だいすけ
2	東京大学	教授	福田 大輔	ふくだ だいすけ
3	琉球大学	准教授	當山 裕子	とうやま ゆうこ
4	名桜大学	教授	大谷 健太郎	おおたに けんたろう
5	名古屋大学	助教	安藤 宏恵	あんどう ひろえ
6	琉球大学	助教	金城 春野	きんじょう はるの
7	(株)さびら	まちづくり ファシリ テーター	石垣 綾音	いしがき あやね
8	UR都市機構 沖縄まちづくり 支援事務所	所長	澤 卓史	さわ たかふみ
9	NPO法人 バリアフリー ネットワーク会議	理事長	親川 修	おやかわ おさむ

次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）策定本部設置要綱

令和7年7月11日 本部長決裁

（趣旨）

第1条 この要綱は、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）策定本部（以下「本部」という。）の設置及び運営について必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 本部の所掌事項は、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定に関するものとする。

（組織）

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は知事をもって充て、副本部長は副知事をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 委員に事故があるときは、その職務を代理する者は、委員として委員会に出席することができる。

（本部長及び副本部長）

第4条 本部長は、本部の事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。この場合において、職務代理の順位は、企画部を担当する副知事を第1順位とする。

（会議）

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求めることができる。

（幹事会）

第6条 本部に、幹事会を置く。

2 幹事会は、本部を補佐し、本部に提示する事項について協議調整する。

3 幹事会は、幹事長及び幹事で組織する。

4 幹事長は、企画部企画振興統括監の職にある者を充てる。

5 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。

6 幹事長は、必要があると認めるときは、別表第2以外の職にある者を臨時に幹事として指名することができる。

7 幹事会は、幹事長が開催する。

（事務局）

第7条 本部の事務局は、企画部交通政策課に置く。

2 事務局は、次世代交通ビジョンおきなわ（仮称）の策定にあたって、県民や学識有識者等から意見を聴取するものとする。

3 事務局は、特定の事項に関する協議や検討を行うため、必要に応じてワーキング会議を開催することができる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月11日から施行する。

別表第1（第3条関係）

区 分	職 名
本部長	知事
副本部長	副知事
本部員	政策調整監
〃	知事公室長
〃	総務部長
〃	企画部長
〃	環境部長
〃	生活福祉部長
〃	こども未来部長
〃	保健医療介護部長
〃	農林水産部長
〃	商工労働部長
〃	文化観光スポーツ部長
〃	土木建築部長
〃	教育長
〃	病院事業局長
〃	警察本部交通部長

別表第2（第6条関係）

区 分	職 名
幹事長	企画部企画振興統括監
幹事	知事公室地域外交統括監
〃	総務部総務統括監
〃	環境部環境企画統括監
〃	生活福祉部生活福祉統括監
〃	こども未来部こども未来統括監
〃	保健医療介護部医療介護統括監
〃	農林水産部農政企画統括監
〃	商工労働部産業振興統括監
〃	文化観光スポーツ部観光政策統括監
〃	土木建築部建築都市統括監
〃	教育庁教育指導統括監
〃	病院事業局病院事業統括監
〃	警察本部交通規制課長